

## 第21回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金)午前10時00分から

2. 開催場所 川西町役場 大会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和

5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第56号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 8 議 第 89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 90号 農地法第2条第1項の農委に該当しない非農地の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 田口実加子

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第21回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席2番阿部つや子委員、議席4番平田壽和委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並び

に梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第55号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。  
事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第55号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年10月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は5件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下、議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第56号、非農地証明の結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

3ページをお開きください。報告第56号非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。

4ページをお開きください。願い人●●、土地については、大字西大塚字新田二1009-1、畑62㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和50年11月頃に隣接する宅地に住宅を建ててから敷砂利をして駐車場として利用しており、今後も農地として利用する計画はないという事で、現況宅地となります。

調査員の意見といたしまして、令和6年10月17日に、阿部委員、勝見委員と事務局で現地確認いたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第88号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

資料5ページをお開きください。議第88号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について。下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転につ

いて許可申請あったので委員会の可否を求める。令和6年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字高山字八幡堂西791-5、田 78 m<sup>2</sup>、計田 3 筆 4,800 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 383 m<sup>2</sup>、贈与、受贈です。譲受人は農業経営者ではありませんが、他の農業経営者へ売買予定です。

2番、●●、●●、大字玉庭字地藏原4238-9、畑 2,006 m<sup>2</sup>、経営規模縮小、経営規模拡大。

今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、平成6年10月19日に推進委員佐藤委員が現地調査しました。今回の申請は、贈与受贈です。譲受人は農業経営者ではありませんが、許可後分筆し農業経営者に売買予定です。また、周辺農地への影響はないと思います。譲渡人と譲受人が親族であることから、10a 対価●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席8番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号2番について、令和6年10月21日に推進委員高橋委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a 対価●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第89号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主査 田口 実加子

6ページをお開きください。議第89号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について。下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は5件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字上小松字堂之下432-1、田 2,278 m<sup>2</sup>、計田 17 筆 50,345 m<sup>2</sup>、経営移譲年金受給継続、借受です。

2番、●●、●●、大字大塚字高畑二1988-1、畑 750 m<sup>2</sup>、計畑 3 筆 2,096 m<sup>2</sup>、経営規模縮小、経営規模拡大です。

3番、●●、●●、大字下小松字南川原3247、田 9,233 m<sup>2</sup>、貸し直し、借り直しです。

4番、●●、●●、大字玉庭字沼田2098-1、田 10,168 m<sup>2</sup>、計田 5 筆 23,360 m<sup>2</sup>、貸し直し、借り直しです。

5番、●●、●●、大字玉庭字館の下5544-1、田 6,920 m<sup>2</sup>、計田 4 筆 9,923 m<sup>2</sup>、貸し直し、借り直しです。

以上今回の申請について賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第1項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和6年10月16日に推進委員島貫委員と私で現地調査しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続、借受です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、令和6年10月23日に推進委員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、議席6番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号3番について、令和6年10月23日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号4番および番号5番の件について、議席8番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号4番について、平成6年10月21日に推進委員新野委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断します。

番号5番について、平成6年10月21日に推進委員新野委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断します。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第90号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

8ページをお開きください。議第90号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について。下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地である旨の決定を求める。令和6年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。

土地については、8ページの番号1番から10ページの番号37番まで田畑合わせて合計 37 筆、15,254 ㎡でございます。8月に行った農地パトロールの結果、再生困難な農地として皆様に判断いただいた農地となります。今後は各所有者に非農地の通知を出しまして登記の変更を依頼することになります。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻ります。

質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地と決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について非農地と決定いたします。

これをもちまして、第21回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年10月25日

川西町農業委員会議長

会長

新野 勝廣

議事録署名委員

2番

阿部 っや子

議事録署名委員

4番

平田 壽和